

# 無人ヘリコプター用農薬の転用登録の緩和処置

無人ヘリコプター用農薬への適用拡大のための確認事項について

## 1: 農薬転用登録の緩和の目的

現在、無人ヘリコプター用登録薬剤は、水稻農薬においては登録が進み、水稻防除は全国で約40%、北海道においては約50%が無人ヘリコプター散布での実施に至っている。しかしながら、畑作・柑橘等の場面においては、登録薬剤が極めて少なく、無人ヘリコプター散布の普及の障害となっている。

今後、無人ヘリコプター導入による水稻防除以外の散布普及の拡大を実現するためには、迅速な転用登録が必要となる。よって、「農薬メーカーの転用登録促進のために、登録費用の低減及び登録に至るまでの期間短縮が不可欠」と考える。

また、航空法の改正に伴い、ドローン(マルチコプター)による農薬散布の可能性も高まってきており、農薬転用登録の緩和による利用用途拡大も期待できる。

## 2: ワーキンググループ委員様への回答

- ① 試験研究目的での農薬の使用は、登録等の規制は適用されない。  
⇒上記回答はその通りですが、今回の規制緩和は、登録転用に関する実証試験のことです。
- ② 農薬の登録については、基本的に1年程度で関係省庁の評価を終えて登録となり、3~4年かかるということはない。  
⇒実際の転用における実証試験には約2年、登録拡大申請には約1年、登録認可まで最短で約3年の期間が掛かっています。  
  
⇒無人ヘリコプター用農薬への適用拡大、登録費用低減のための具体的施策については、別添の補足資料を参照願います。

無人ヘリコプター用農薬への適用拡大、登録費用低減のための具体的施策案について

## 1: 類似試験データの読み換え

有効成分が同一であったり、類似した試験の事例がある場合は、異なる剤型や使用方法が異なる農薬であってもデータとして代替を可能にする措置を行うことが効率的と考えます。

## 2: マイナー作物の農薬登録方法の採用

作物のグループ化(麦類、かんきつ、きのこ類 等)ごとの試験データでの登録や、個別作物ごとに必要試験を実施するのではなく、作物のグループ化ごとの試験実施を認めることにより、登録必要試験例数の削減、作物残留試験の分析機関数の削減などといったマイナー作物の農薬登録方法を代用するのが効率的と考えます。

農薬登録拡大に必要な試験(参考例)

	生産量	薬効・薬害試験	限界薬量薬害試験	作物残留試験
メジャー作物	3万トン以上	6例以上	2例以上	6例以上
マイナー作物	3万トン以下	2例以上	2例以上	2例以上

## 3: 欧米に近い農薬登録制度の採用

無人ヘリコプターやドローン(マルチコプター)による農薬の転用登録においては、国内のような倍率での登録制度ではなく、欧米の登録制度のような、面積当たりの有効成分量を農薬登録要件に採用した方が効率的と考えます。

### (参考) GLPに適合した施設及び人材を確保する施策

残留属性試験において、GLPに適合した施設及び人材の確保が十分ではなく、試験実施が滞っています。GLP取得推進のための施策などを行うことが効率的と考えます。